

## 小田原市公共下水道施設の譲渡に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、小田原市下水道条例施行規則(昭和41年小田原市規則第49号。以下「規則」という。)第17条第5項及び第6項に基づき、公共下水道施設(以下「施設」という。)を市に譲渡する場合の手續きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の実施)

**第2条** 規則第17条第2項又は第4項の規定による承認を受けた者が、工事を完成し、施行した施設を市に対し無償で譲渡しようとする場合は、完成報告書兼公共下水道施設無償譲渡申出書(様式第1号)に施行した内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出書が提出されたときは、当該施設の検査を実施する。

(改善の指示)

**第3条** 市長は、前条に規定する書類の内容及び検査の結果が、市長が別に定める基準に適合していないと認めるときには、改善を指示する。改善の指示を受けた者は、指示された事項を直ちに改善しなければならない。

(譲渡の決定)

**第4条** 市長は、第2条に規定する書類の内容及び検査の結果が、市長が別に定める基準に適合していると認めるとき又は前条の規定に基づいて指示した事項が改善されたことを確認したときは、公共下水道施設譲受通知書(様式第2号)により第2条の規定により申出を提出した者に通知し、施設を譲り受けるものとする。

(譲渡する施設が無い場合の手續)

**第5条** 工事内容に、市へ譲渡する施設がない場合において、規則第17条第2項又は第4項の規定による承認を受けた者は、工事が完成したときは、完成報告書(様式第3号)に、施行した内容が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。